

中小企業パワーアップ補助金(経営強靱化支援事業)第2次公募 補助対象経費 早見表

主な対象経費【○】	主な対象外経費【×】
<p>●設備等導入費(補助対象経費の1/2以上必須)</p> <p>1. 専ら補助事業のために使用される機械装置等の購入に要する経費</p> <p>※パソコンやタブレット端末、スマートフォンなどの汎用性が高い機械装置については、原則として補助対象とはなりません。当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合で、かつ以下の条件を全て満たす場合に限り、補助対象となります。</p> <p>(1) 単価10万円未満(税抜き)であること</p> <p>(2) 必要最小限となる台数分であること</p> <p>(3) 事業計画書(様式2)に購入が必須となる理由を記載していること</p> <p>【汎用性が高い機械装置の考え方(パソコン、タブレット端末等)】</p> <p>○対象となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末がないと使用することができないレジシステムを導入する際のタブレット端末等の購入費</li> <li>・各テーブルに設置するタブレット端末との連携を必要とするモバイルオーダーシステムの導入する際のタブレット端末等の購入費</li> <li>・顧客管理システムをクラウドへ移行し、タブレット端末等から直接アクセスによる業務効率化</li> </ul> <p>×対象とならない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークのために必要となるパソコンやタブレット端末等の購入費</li> </ul> <p>【単価10万円未満(税抜き)の考え方(パソコン、タブレット端末等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体、ディスプレイ、キーボード、マウスに分かれているデスクトップ型パソコンの場合は、本体と本体以外(ディスプレイ、キーボード、マウス)を切り離して積算して、それぞれ単価10万円未満(税抜き)であれば補助対象となります。ただし、それぞれの内訳が出せない場合は、総額で10万円未満(税抜き)である必要があります</li> </ul> <p>2. 専ら補助事業のために使用する専用ソフトウェアや情報システムの構築に要する経費</p> <p>3. 専ら補助事業のために使用される市販ソフトウェアの購入又は利用(サブスクリプション型、クラウドサービス利用型の場合)に要する経費(年払や月</p>	<p>●設備等導入費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費のうち、この科目が1/2以上とされないもの</li> <li>・汎用性があり、目的外使用になりうるもの</li> <li>・パソコン、タブレット端末、スマートフォン購入費(但し左枠内の例外的に要件を満たす場合のみ補助対象)</li> <li>・OAソフトウェア(Word、Excel、Accessなどのオフィスソフト)</li> <li>・自動車、自転車、フォークリフト、トラクター等</li> <li>・業としてホームページ等を作成している事業者の自社サイト構築</li> <li>・広告宣伝を目的とした経費(広告、POP、チラシ、カタログ、ポスター、媒体掲載、DM等の作成、パッケージデザイン、ネット販売や予約システム等のないホームページ等)</li> </ul> <p>●委託・外注費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のすべてを第三者に委託・外注している場合</li> </ul> <p>●借料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業実施前から発注・契約しているもの</li> </ul> <p>●共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助事業の目的に合致しないもの、本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費</li> <li>○同じ経費について、他の補助金の支援を受けているもの</li> <li>○必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの</li> <li>○自社で使用せず、第三者に貸出するため導入する機器</li> <li>○補助金額が10万円未満の取り組み</li> <li>○山形県外にて行う取り組み</li> <li>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</li> <li>○交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したもの</li> <li>○補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していないもの</li> <li>○補助事業期間内に支払が完了していないもの(分割払、クレジットカード決済等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了しているこ</li> </ul>

<p>払の利用料を含む)  ※但し、利用料の場合、補助事業実施期間内の利用料のみ対象で、超える場合は、按分等の方法（日割計算等）により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象</p> <p>■サブスクリプション型：一定期間利用料を支払うことでサービスを利用する仕組み  ■クラウドサービス利用型：ネットワーク経由でサービスを利用する仕組み</p> <p>4. 上記のための設置・設定等に要する経費</p>	<p>とが必要。)</p> <p>○商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品</li> <li>・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費</li> <li>・自社製品(親会社、子会社、グループ企業等の関連会社の製品を含む)</li> <li>・中古物品(未使用品、新古品等を含む)</li> <li>・使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの</li> <li>・現金で支払われたもの、代金引換払いしたもの</li> <li>・保険料、保守料、延長保証等</li> <li>・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等</li> <li>・予約キャンセル、休業に対する補てん</li> <li>・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕</li> <li>・商品在庫や消耗品の廃棄・処分</li> <li>・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、不動産の購入費</li> <li>・事業計画認定申請時点で補助事業の実施場所(工場や店舗)を有していない</li> <li>・消費税及び地方消費税相当分</li> <li>・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費</li> <li>・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費</li> <li>・その他知事が不適当と認めるもの</li> </ul>
<p>●委託・外注費</p> <p>1. 自ら実行することが困難で、事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費</p>	
<p>●借料（補助対象期間内に要する経費に限る。）</p> <p>1. 事業の遂行に必要な機器・設備等のリース料、レンタル料として支払われる経費</p> <p>※但し、補助事業実施期間内の借料のみ対象で、超える場合は、按分等の方法（日割計算等）により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象</p>	

中小企業パワーアップ補助金(経営強靱化支援事業)第2次公募 補助対象経費 取り組み例

補助対象となる取り組み例【○】	補助対象とならない取り組み例【×】
<p>【デジタル化支援型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●リモートワークやワーケーションを可能とするテレワークシステム導入や環境整備</li> <li>●非対面型・非接触型サービスのためのキャッシュレス決済やタッチパネル注文システムの導入</li> <li>●モバイルオーダーやオンライン予約、インターネット販売等に係るシステム構築</li> <li>●サイバーセキュリティ対策に必要となる機器の導入</li> <li>●消費税インボイス制度とデジタル化に対応するためのレジシステムや請求書システムの導入</li> <li>●電子帳簿保存法に対応するためのシステムや設備の導入</li> <li>●AI や IoT 等の技術を活用した遠隔操作システムの導入</li> <li>●業務効率化や生産性向上を目的とした在庫管理システムの導入</li> </ul>	<p>【デジタル化支援型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●テレワークのために必要となるパソコン、タブレット端末等</li> <li>●実際には、パソコン、タブレット端末、スマートフォンを購入することが目的と判断される事業計画</li> <li>●見積書に、導入する設備(機種)の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳がなく、価格の正当性が判断できない事業計画</li> <li>●補助対象経費が市場価格から見て大きく乖離のある見積書や価格を調整した見積書による事業計画</li> <li>●デジタル化に資すると判断できない事業計画</li> <li>●ネット販売や予約システム等のない広告宣伝や企業紹介ホームページ構築</li> <li>●web 会議を行うための大型ディスプレイを導入する計画であるが、ディスプレイに TV チューナーが内蔵されており、目的外利用となりうるもの</li> </ul>
<p>【脱炭素化支援型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生産工程で使用している機械設備を入れ替えることにより CO<sub>2</sub> 削減や消費電力削減、環境負荷低減など脱炭素化できる機械設備(導入する設備が CO<sub>2</sub> 削減、消費電力削減、環境負荷低減を明確に説明できるものに限る)</li> <li>●CO<sub>2</sub> 排出量を大幅に抑制できる高効率ボイラーへの入れ替え(空調用は除く)</li> <li>●脱炭素化に向けた高効率製品の製造に必要な設備の導入</li> <li>●製品の原材料を環境負荷の低い素材に変更するために必要な設備の導入</li> <li>●廃棄物を活用して新たな製品を作るための製造機械の導入</li> <li>●生産工程・サービスに直接関係のある施設内(工場、客室、店舗等)の蛍光灯から LED 灯への入れ替えによる消費電力削減(設置のための電気配線工事を伴うものに限る)</li> </ul>	<p>【脱炭素化支援型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●CO<sub>2</sub> 削減、消費電力削減、環境負荷低減など脱炭素化への取り組みを明確に説明できないもの</li> <li>●生産工程・サービスに直接関係のない設備の導入</li> <li>●空調設備、エアコンの導入</li> <li>●生産工程・サービスに直接関係のない施設内(倉庫、従業員事務室、更衣室、廊下、化粧室等)の蛍光灯から LED 灯への入れ替え</li> <li>●自動車、フォークリフト、トラクター等の導入</li> <li>●自社で使用せず、第三者に貸出しするため導入する機器</li> <li>●発電等設備の導入(バッテリー、蓄電池、太陽光パネル、木質バイオマス発電機器等、再生可能エネルギー設備の導入)</li> </ul>